

令和7年度公害等調整委員会政策評価懇談会 議事録

日時：令和8年7月16日（木） 13:00～15:00

場所：中央合同庁舎第4号館共用 1214 特別会議室、ウェブ会議システム

0. 開会・出席者紹介

栗田事務局長： 本日はお集まりいただきありがとうございます。事務局長の栗田です。令和7年度公害等調整委員会政策評価懇談会を始めます。本日は会場とウェブ会議の併用にて開催しております。皆様の御協力に感謝申し上げます。

開催に当たり、御参加の有識者の皆様を御紹介します。一言御挨拶をいただければと存じます。

早稲田大学社会科学総合学術院教授、稲生信男様、オンラインでのご参加です。

稲生構成員： 早稲田大学の稲生でございます。行政学を専門としております。今回もどうぞよろしくお願いいたします。

栗田事務局長： 続きまして、上智大学法学部教授、大橋真由美様。

大橋構成員： 上智大学の大橋でございます。専攻は行政法です。今回で3度目の懇談会出席となりますが、今回もどうぞよろしくお願いいたします。

栗田事務局長： 日本司法支援センター常務理事、菅沼友子様。

菅沼構成員： 日本司法支援センター常務理事の菅沼でございます。本来は弁護士をしており、この4月から常務理事として就任しました。今回が初めての参加です。どうぞよろしくお願いいたします。

栗田事務局長： 神奈川県公害審査会会長、田上尚志様。

田上構成員：神奈川県公害審査会の田上です。弁護士をしております。今回が2回目です。よろしくお願いいたします。

栗田事務局長：跡見学園女子大学マネジメント学部教授、丸岡吉人様。

丸岡構成員：丸岡です。よろしくお願いいたします。マーケティングと広報を専門としております。よろしくお願いいたします。

栗田事務局長：以上の皆様でございます。なお、法テラス常務理事の菅沼構成員には今回の懇談会から新たにご参加いただきます。法テラスの現状を踏まえた貴重な御意見をいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、公害等調整委員会の出席者を紹介します。委員長の永野でございます。

永野委員長：どうぞよろしくお願いいたします。

栗田事務局長：委員の北窓でございます。

北窓委員：どうぞよろしくお願いいたします。

栗田事務局長：委員の中村でございます。

中村委員：どうぞよろしくお願いいたします。

栗田事務局長：委員の横田でございます。

横田委員：よろしくお願いいたします。

栗田事務局長：オンラインでのご参加です。委員の加藤でございます。

加藤委員：よろしくお願いいたします。

栗田事務局長：委員の大瀧でございます。

大瀧委員：よろしくお願いいたします。

栗田事務局長：なお、大橋委員、荒井顧問は都合により本日欠席です。横田委員は本年7月1日に着任しました。また、大橋委員は同日付で再任されました。事務局からは、

事務局長の私、栗田、米澤次長、重里総務課長、石田調査官が出席しております。本日は私、栗田が司会進行を務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、有識者の皆様は発言の際にマイクのボタンを押してスイッチを入れ、発言が終わりましたらマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

1. 委員長挨拶

栗田事務局長： それでは、委員長の永野から一言御挨拶をいただきます。

永野委員長： 着席のままご挨拶させていただきます。

本日は大変お忙しい中、私ども公害等調整委員会の令和7年度政策評価懇談会に御参加いただき、誠にありがとうございます。

皆様から、業務全般について有益な御意見を伺えますことに感謝申し上げます。

公調委、都道府県審査会及び市町村の公害苦情相談窓口から成る公害紛争処理制度が発足して、半世紀余りが経過し、公害紛争の様相も大きく変化してきています。公調委としては、裁判所の手続とは別に、公害紛争に特化した行政ADRが設けられている現代的意義を改めて問う形で、全体構想を策定し、制度を構成する各機関が連携して、強みと特色を活かした運用等を工夫し、解決が必要な事件を適切に吸い上げ、ふさわしい場で解決を図ることにより、制度全体としての解決力の総和を高める取組を進めているところです。

全体構想の下での公調委自身の取組としては、迅速・適正な紛争解決の観点から、早期に専門家の関与を得るとともに関係機関とも連携しながら、事案に応じたメリハリのあつ計画的な審理を行い、職権調停を積極的に活用して、紛争予防など将来志向の解決を図るほか、利用者の利便性の向上の観点から、期日等への積極的なウェブ会議の活用や利用者層を想定した広報活動の工夫などの取組を進めているところであります。また、県審査会等の取組についても、中央委員会として、協議会、研修、機関紙「ちょうせい」紙面などを通して、行政ADRとしての強みと特色を活かした調停運営やその中にお

ける市町村との連携の在り方について具体的イメージの提供に努めるなど問題意識の浸透やノウハウの共有をバックアップしているところであります。全体構想に基づく取組を開始して、3年余りが経過しますが、本年6月に開催しました、公害審査会等の会長などが出席する連絡協議会では、問題意識の共有から実践による経験の共有に向けた、自発的かつ前向きな発言が多く見られたところであり、徐々に成果に結びつくことが期待されます。

もとより、このような改善・改革の取組は一朝一夕になるものではなく、試行錯誤を含む継続的な取組が必要となるものではあります。今後も公調委のみならず制度全体としての取組を続けることにより、その相乗効果によって、政策評価の項目についても、改善の成果が顕れてくることを期待しているところであります。

本日は、令和7年度の当委員会の取組結果が議題となっております。

有識者の皆様には、率直で忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 公害等調整委員会の業務及び政策評価に関する取組・意見交換

栗田事務局長：続きまして、当委員会の業務及び政策評価についての説明と意見交換に移ります。令和7年度は、令和5年度から9年度までの5か年の公害等調整委員会政策評価基本計画の3年目です。まず本懇談会の位置付けについて、重里総務課長から説明します。

重里総務課長：資料1を御覧ください。政策評価法に基づき、行政機関は所管する政策を自ら評価して結果を政策に反映することとされており、各行政機関は中期的な基本計画と1年ごとの実施計画を策定して政策評価を行います。

当委員会は5年間を一つの単位として政策を評価することとしております。令和5年度から9年度の5年間をその対象とし、5年間終了後に総括的な評価を行うこととしており、毎年度は測定指標のモニタリングを実施します。

今回は令和5年度、6年度に続き、7年度で3回目のモニタリングを実施しました。政策評価法においても政策評価の実施に当たり学識経験者の知見を活用することとされており、本懇談会は、当委員会の政策全体についてモニタリングの実施結果をお示しし、実績の進捗状況や政策の方向性について広い観点から忌憚のない御意見をいただく場として、毎年1回開催しています。以上です。

栗田事務局長： 本日は当委員会の令和7年度における取組とモニタリング結果を説明した上で、有識者の皆様に御意見を賜ります。資料2及び資料3に基づいて説明した後、意見交換を行います。昨年にご参加の皆様にあいうえお順に御発言いただきましたが、本年は逆の順番、すなわち丸岡様から始まり稲生様で終わる順番でご発言をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

重里総務課長： 資料2と3に基づいて説明いたします。資料3は目標や数値の実績を一覧できる資料ですが、その内容を分かりやすくビジュアルで説明するのが資料2ですので、本日は資料2に基づいて説明させていただきます。

資料2の最初のパートは業務内容のおさらいとなっており、後半が、測定指標に基づく実績の状況の説明となっております。

スライド1を御覧ください。公害等調整委員会は公害紛争処理と土地利用調整という2つの大きな業務を持っています。ボリューム的には公害紛争処理がメインです。

公害紛争処理については、準司法機関として裁判の手續に準じた形で当事者間の紛争について裁定や調停を行い解決する役割を担っています。

土地利用調整は全く異なり、行政機関や行政処分に関するものです。採石法等の関係では行政処分に対する不服裁定を行い、上級庁的な役割を担っています。土地収用法も行政処分に関するもので、処分庁の上級庁である国土交通大臣は裁決を行う際に意見照会を行うこととされており、行政不服審査に近い形の任務を担っています。

スライド2を御覧ください。公害紛争処理制度では、市区町村、都道府県、公害等調整委員会がそれぞれの役割を担っています。市町村はまず公害の相談を受け付けます。紛争に移ると、都道府県の審査会が主に調停を行い、公害等調整委員会は基本的に裁定、す

なわち法的因果関係や損害賠償の判断を担います。また、県際事件や広域的な大きな事件については公調委が調停を行う分担となっています。

スライド3を御覧ください。手続の流れについて、裁判と大きく異なる点は、我々が職権主義として現地調査を自ら実施することです。また、裁定の申請が来たものについても、相当と認められる場合は職権で調停に付して紛争解決を図る職権調停という柔軟な手続が一つの特徴です。さらに、裁判所からの嘱託を受けて因果関係を判断する仕組みもあります。

スライド4を御覧ください。業務を進める上での大きなビジョンとして全体構想があります。それぞれ役割を持つ機関が各自の解決力を高め、その総和を高めることで全体の底上げを図ります。そのために各機関の連携や橋渡し、好事例の共有による情報共有などを進めます。また、ニーズの掘り起こしとして、こうした機能があることを知っていただいた上で、解決されるべき紛争をふさわしい機関で解決することを目指しています。

スライド5を御覧ください。紛争が適時適切な機関において解決されるべきことが課題です。具体的な取組として、①②では各機関が自らの特色を意識して職権調停の活用やウェブ会議等のIT技術を活用した利便性向上を図ります。③では各機関の橋渡しや市町村・都道府県のバックアップを行います。また、利用者の認知を高めることも取組の一つです。

スライド6を御覧ください。①では職権調停や調停のメリハリ、計画的な審理を進めています。②はウェブ会議の活用です。③の3つ目の項目として、都道府県の審査会に係属した事件が85件であるところ、当委員会では都道府県から申請前も含めて21件の相談に対応しており、支援・バックアップの実績が数字として表れてきているものと考えられます。④は周知で、様々なチャネルを活用しています。

スライド7を御覧ください。政策の大きな柱とその測定指標を書いております。公害紛争処理関係については迅速・適正な処理、周知、また、土地利用調整について示しています。それぞれについて測定指標を設定し、それらに基づき実績を確認しております。

スライド 8 を御覧ください。紛争処理の最近の特徴として、かつての産業型の大規模公害というよりは、都市部での生活環境被害が多くなっており、騒音がおよそ半分を占めています。また、裁定事件として申請されたものについても、相当と認められる場合には、調停での解決を志向しており、令和 7 年度の終結件数に占める調停成立件数の割合は 40% と高い水準となっています。

主な事件として、羽島市のアスベスト関係事件では損害賠償をおおむね認容しました。西宮市の高速道路騒音等の事件では長期間を要しましたが調停が成立しました。飯能市の事件は係属中で、爆音走行に関する騒音の申請ですが、国賠や行政訴訟に近いニュアンスでの申請となっており、被申請人も国や市町村となっています。

スライド 9 を御覧ください。受付・係属・終結件数について、昨年度との比較では若干減少していますが、どれくらい終結したのかという観点から、係属件数に対する終結件数の割合を見ますと令和 6 年度が 0.5、令和 7 年度が 0.42 であり、おおむね順調に解決が進んでいると言えます。

スライド 10 を御覧ください。重点的・計画的な調査の実施状況として、係属件数に対する事件調査実施件数の割合は 0.26 程度で、約 4 分の 1 の事件について調査を実施しています。また、同一事件について 2 回以上調査を実施した件数は令和 7 年度で 16 件中 4 件（25%）であり、令和 6 年度の 10%、令和 5 年度の 20% と比較して高くなっています。これらのことから、後付けでの解釈ではありますが、必要な事件に重点的に調査を実施していることが読み取れるかと思います。

スライド 11 を御覧ください。処理期間について、専門的な調査を要する事件と要しない事件の 2 つに分けて示しています。目標はそれぞれ 2 年と 1 年 3 か月ですが、令和 7 年度は専門的な調査を要する事件が 1 年 11 か月、要しない事件が 1 年 1 か月で、いずれも目標を達成しています。

棒グラフを見ると、専門的な調査を要する事件について右端の 1 件を除いた平均値は 643 日（1 年 9 か月）です。専門的な調査を要しない事件も右端の 1,000 日以上的事件を除くと 321 日（約 11 か月）となり、迅速な処理が図られています。

スライド 12 を御覧ください。係属中の事件の係属期間についても確認しています。未処理裁定事件の係属期間はおよそ 1 年で変わらず推移しております。2 年以上係属している事件が 5 件ありましたが、令和 8 年度に入って 2 件が終結しました。中央値は 301 日で、令和 6 年度の 343 日から改善しています。

スライド 13 を御覧ください。ウェブ会議の活用状況として、審問廷・調停室での開催が減少し、ウェブ会議が増加していることが明確に見て取れます。令和 7 年度は審問廷・調停室での開催 7 件全てにウェブ会議を併用しており、3 者全員が対面というケースはゼロとなりました。

スライド 14 からは利用促進・広報関係です。一般国民向け、地方公共団体向け、法曹関係者向けにそれぞれメニューを実施しています。

スライド 15 を御覧ください。ウェブのアクセス数は若干減少しています。認知が高まってきたことの表れとも考えられますが、Google などの AI モードを使うとホームページにアクセスしないケースが増えていることも一因と考えられます。ユーザー属性について、参照元なしの割合が昨年の 17% から 25% に増加しており、ブックマークからの直接アクセス等が増えていることの表れとも考えられ、制度を認知した上で利用している傾向かもしれないと受け止めています。

スライド 16 を御覧ください。公害相談ダイヤルは公害苦情の窓口や都道府県審査会の紹介を主な目的としており、件数は少しずつ増加しています。昨年度末から電話自動音声応答システムを試行的に導入しており、振り分け機能により対話が必要な相談に注力できる体制を整えています。

スライド 17・18 はリーフレットの配布と年次報告です。法テラス、行政評価局、地方公共団体へのリーフレット配布を行っており、年次報告は毎年国会に提出しています。スライド 19 はこども霞が関見学デーへの取組紹介です。

スライド 20 を御覧ください。地方自治体向けとして、ブロック会議では都道府県・市町村の職員に御参加いただき、全体構想の浸透や具体的なケースに基づく意見交換などを行っています。連絡協議会では各都道府県の審査会長にお集まりいただき意見交換などを実施しています。ウェブセミナーの参加アカウント数は令和 7 年度に減少しました

が、これは参加登録方式の変更によるもので、令和８年度は 674 件と回復しています。アドバイザーの派遣は 13 回実施し、公害苦情処理のマニュアルの改訂も行いました。

スライド 21 を御覧ください。法曹関係者向けとして、弁護士会への講演を令和 7 年度は千葉県で実施し、令和 8 年度は京都府・群馬県を予定しています。司法修習生向けには、全国プログラムと第一東京弁護士会のプログラムの一環として研修を実施しています。

スライド 22 を御覧ください。「判例時報」への節目の事件の掲載や企業法務関係者が利用するポータルサイトの活用など、法曹関係者向けの広報を行っています。

スライド 23 を御覧ください。都道府県審査会の状況として、件数はあまり変わらず推移していますが、直近 3 年間で受付がゼロだった都道府県の数が 23、21、14 と減少しており、申請を受け入れる土壌が広がってきています。

スライド 24・25 は土地利用調整関係です。採石法等の不服裁定について、令和 7 年度は受付 4 件、終結 1 件、係属 5 件です。終結した香川県の事件は採石関係で申請を認容する裁定を行い、「判例時報」にも掲載しました。

スライド 26 は土地収用関係で、令和 7 年度は受付 3 件、終結 4 件でした。

以上で業務の状況についての説明を終わります。

意見交換

栗田事務局長：意見交換に入ります。御意見、事務局への御質問・御希望等がありましたら、ご自由にご発言ください。それでは丸岡様からお願いいたします。

丸岡構成員：御説明ありがとうございます。主に広報の観点から 3 点申し上げます。

1 点目は、広報活動において組織が基本的に行うべき活動は十分できていると思います。この先は、公調委ならば公調委が組織の目的・特色に応じてどこに注力するか、広報においても重点化・メリハリをつけて活動していく段階に来ていると思います。

同じことを別の観点から言えば、広報活動において全体対応としては問題ないが、個別に見ると課題があるところもあるかもしれないということです。比喩的にいえば、義務教育は終わったので、自分の進みたい進路に従って注力するところを決めた方がよいのではないかということです。

では、具体的に何をしていけばよいのかということかというと、スライド4にある公害紛争処理制度が目指すビジョンに照らして、現状よくできているところとまだ足りないところを明らかにすることが必要です。目標の設定において一工夫・二工夫が必要な段階だと思います。

2点目は、スライド5の現状と課題では問題点が例示の形で書かれていますが、例示の形にとどめるのではなく、きちんと現状分析をする必要があると思います。「この地域に問題がある」「この年代の人たちへの対応が不十分」「この種類の紛争への対応ができていない」というように問題点を特定し、それを解決する目標を立てて取り組むことが次の段階です。まずは現状分析をきちんと行うことが必要だと思います。

3点目は、公平公正にやっていくことは必要ですが、足りないところに注力することも当然のことです。広報活動においてもメリハリをつけ、重点的にやるべきところを見つけて施策を投じることが必要だと思います。以上です。

栗田事務局長：ありがとうございます。事務局からコメントがあれば。石田調査官、いかがですか。

石田調査官：ありがとうございます。公害紛争処理制度の周知に当たっては、制度を利用したい方や実際に説明をする市区町村・都道府県の公害苦情相談担当者に必要な情報を適切なタイミングで届け、実際の利用につなげることが重要と考えています。

そのため、市区町村等の公害苦情相談窓口の担当者にアンケートで意見を聞いたところ、リーフレットでは制度の説明がしにくいという声がありました。従来のリーフレットは情報を盛り込みすぎていたため、よりシンプルで分かりやすく、担当者が説明資料として使えるものにしてほしいという御要望をいただきました。この意見を踏まえ、令和7年8月にリーフレットを改訂し、令和7年9月にはブロック会議の事前アンケートを実施して現場のニーズ把握と制度の利用促進に取り組みました。

御指摘の優先順位をつけつつ、今後は認知度向上だけでなく、相談窓口との連携強化や利用者が必要な情報に円滑に到達できる仕組みづくりなど、利用促進につながる取組に重点を置きます。

なお、令和3年度のアンケートでは、公害等調整委員会や都道府県審査会等の存在を約76%の方が知らず、市町村等の公害苦情相談窓口についても約89%の方が知らなかったという結果が出ており、認知度向上は大きな課題です。利用者が知りたい情報として窓口の連絡先、相談方法、相談できる内容、費用、解決までの期間等へのニーズが高かったため、そのことを踏まえたホームページの改訂を進めています。以上です。

栗田事務局長：丸岡様、ありがとうございました。

続きまして田上様、よろしくお願いいたします。

田上構成員：田上です。

まず、本来解決されるべき紛争について申し上げます。今回の報告にも街中の道路の問題が出ていますが、神奈川県で昨年扱った事案として、大きな配送センターが街中に建設されるケースがありました。工事段階から工事車両による渋滞や騒音が問題となり、12月頃に申請があったものの1月から工事が始まる状況でした。調停を受けましたが、相手方の大企業は、採算を考えて計画をしているため、工事が始まる直前に申請をされても、その段階では工期の変更や規模縮小に応じられないということで、打切りを求めのみでした。申請人は弁護士なしの一般市民30人超で、「神奈川県は何もしてくれない」と言われ、大変苦労しました。

今後はデータセンターなど大規模施設が街中に建設されるケースも増えると思われます。完成後の騒音・振動だけでなく、建設前から住民が困る状況が生じると訴える事案が増えてくると思われ、公調委にも上がってくるのではないかと思います。

次に、職権調停の活用が増加していることについてです。調停成立率40%は非常に高く驚きました。神奈川県では年間5件程度の事件があり、調停成立は数年に1回あるかないかです。対個人間相隣関係が中心のため、感情的対立や費用の問題など様々な事情で調停が成立しないのですが、職権調停を活用してこれだけの成立率を達成しているのは

素晴らしいと思います。当事者にとって良い落としどころでの解決が図られているということで、何か秘訣があれば伺いたいと思いました。

ホームページについては、事務所の事務員に公調委のホームページを見てもらったところ、裁判所のホームページの方が分かりやすいとの感想でした。裁判所のホームページは「裁判所を利用する」というカテゴリーがあり、利用者目線で視覚的に分かりやすく整理されています。現在のホームページは制度の説明が中心になっている印象があるため、利用者目線での改善が望まれます。

ウェブ会議の常態化については、利用者・委員双方の利便性向上に直結しており、毎年利用頻度が上がっていることは良いことだと思います。以上です。

栗田事務局長：ありがとうございます。職権調停について中村委員からご説明いただけますか。

中村委員：調停成立率が高いことについては、手続の充実と合理的な解決案の提示がポイントだと考えています。調停で解決がふさわしい事案であることを当事者に理解してもらうことが大切です。

具体的には、都道府県・市区町村からの情報収集、当事者の主張・証拠の確認、当事者へのヒアリング、必要に応じて現地調査を行い、これに委員も参加すること、測定等を行うこと、専門委員の知見を活用するなどして、受忍限度を超えるかどうかをまず明確に判断することが重要です。

その結果、受忍限度を超えていると判断した場合には対策を義務的に講じさせることになるので、専門家の意見を踏まえたできる限り費用が少なくて済む合理的な解決案を提示します。受忍限度を超えていない場合でも、例えば敷地境界で規制基準を超えているなど被申請人に改善すべき点がある場合はそれを指摘し、任意に協力できる内容の調停を進めます。敷地境界で規制基準を超えていない場合でも申請人に音・振動・悪臭が達している場合は、やはりそのことを理由に被申請人に任意の協力を求める内容の調停を進めます。

また、今後も被申請人が現在の状態を維持し規制基準を守るという「現状維持の調停」も有効です。申請人には今後も規制基準が守られるという保証となり、被申請人には苦情が解消されるという大きなメリットがあります。

こうした取組を機関誌「ちょうせい」令和7年8月号（122号）に実践例として掲載しており、第2弾として同誌令和8年8月号（126号）に低周波の事案（現状維持の事案）を掲載予定です。来年の公害紛争処理連絡協議会でも具体的な事例を取り上げて議論し、ノウハウの発展と普及を進めようと考えています。以上です。

栗田事務局長：ありがとうございます。ホームページについて石田調査官からコメントをお願いします。

石田調査官：先ほどもお話ししました令和3年度のアンケートを踏まえて少しずつ改善を進めています。ホームページには地方公共団体向け、一般国民向けなど対象別の案内を設けていますが、分かりにくいとの御指摘を踏まえ、情報を取りながら優先順位をつけて改善を進めます。ありがとうございました。

栗田事務局長：ありがとうございました。

都道府県・市区町村とも連携を取りながら今後も運営に努めてまいります。ウェブ会議の常態化については、移動時間が不要になるなど当事者にとってのメリットもあり、参加者からもスムーズに進められているとの声をいただいています。

続きまして菅沼様、お願いいたします。

菅沼構成員：ご説明ありがとうございました。公害紛争処理制度の現状と課題として、本来解決されるべき紛争が申請に結び付いていない、適切な機関に申し立てられていないという点が挙げられています。法テラスでは主要業務の一つとして情報提供業務を行っており、法的問題の解決に役立つ法律・制度・相談機関等を面談、電話、メール、チャットボットなどで一般市民に情報提供しています。公害紛争に関するお問合せも受けていますので、法テラスの取組と意見を申し上げます。

法テラスはコールセンター（全国1か所）と全国50か所の地方事務所で情報提供を行っています。昨年度の実績はコールセンターで年間約44万件、地方事務所で約25万件的

お問合せに対応しました。生活環境に関する相談は約 2,800 件で、そのうち約 8 割が悪臭・騒音・振動といった生活の場での問題です。

法テラスの情報提供業務は、様々な法的問題に関する FAQ をあらかじめ用意し、研修を受けたコールセンターのオペレーターや地方事務所の情報提供専門職員が FAQ に基づいて応答する方式です。公害紛争処理制度に関する FAQ は現在 4 つあり、それに基づいた回答は昨年度で 13 件でした。その他に公害苦情相談窓口等も紹介しており、適切な情報提供に努めています。

適切な情報提供のためには、オペレーターや情報提供専門職員がこの制度を正しく理解することが必要です。令和 6 年度に公調委事務局がコールセンターのオペレーター向けに研修を実施してくださり、手続の特性・メリット、紹介先の判断基準、相談事例への対応方法などについて非常に参考になる情報が得られたと好評でした。

毎年の実施は御負担が大きいと思いますが、オペレーターの入れ替わりもあるため、数年に 1 回程度、または e ラーニング形式で休憩時間等に視聴できる研修素材をご提供いただけると大変ありがたいです。

また、法テラスの FAQ が、公調委が取り組んでいる「制度全体の解決力向上」という観点を反映できていないことも課題です。調停・裁定だけに限定した内容になっており、制度全体のメニューを FAQ に落とし込む作業が必要です。FAQ の改訂に当たっては公調委に御相談させていただければと思います。以上です。

栗田事務局長： ありがとうございます。いただいた御要請を含め検討します。

続きまして大橋様、お願いいたします。

大橋構成員： 上智大学の大橋でございます。いくつかコメントと質問をさせていただきます。

昨年コメントを資料に反映していただいたことに感謝申し上げます。

1 点目は、職権調停の動きが制度の顕著な特徴となっていることです。裁定には紛争解決手段としての限界があります。一方、調停の特徴は将来志向の紛争解決が可能な点に

あります。職権調停の活用と高い調停成立率は素晴らしく、行政 ADR としての公害紛争処理制度の特色を生かした紛争処理を引き続き追求していただきたいと思います。

ただし、調停は公調委だけでなく都道府県の公害審査会も行えます。地元での解決が望ましい相隣的紛争が公調委に申し立てられていることは課題であり、都道府県の公害審査会と公調委の適切な役割分担を進める必要があります。都道府県からの事前相談増加や処理件数ゼロの地域の減少は前向きな傾向です。紛争処理は経験が重要であり、都道府県でも経験を積んで自信を持って紛争解決に携われるようになることが今後の重要な課題だと思います。

ここで質問ですが、役割分担の徹底を進めるに当たり、公調委として今後の課題をどのように認識されているか、重点的に取り組むべき点はどこかをお聞かせください。都道府県審査会の権限強化なども長期的には考えられるかと思いますが。

2 点目は、吸い上げるべき紛争をきちんと吸い上げるための手法として、自治体内部での各部門との連携強化が必要だと思います。行政への苦情はいろいろな窓口が日常的に受け取っていると思いますので、公害苦情窓口だけでなく、自治体内部での制度認知を高めて他の苦情窓口と適時に連携できるようにすることで、より早期に事案を把握し効果的な紛争解決につながるかと思います。

3 点目は、ウェブ会議の活用が進んでいることは前向きな傾向です。地方の申請者にとって東京への移動は大きな負担であり、柔軟な会議開催は負担軽減につながります。デジタル技術の活用はウェブ会議にとどまらず、都道府県との情報共有の場面など様々な活用方法があると思いますので、引き続きご検討ください。

最後に質問ですが、全体構想が策定されて3年余りが経過しましたが、全体構想はこのままでよいとお考えか、微調整が必要か、また今後特にどの点に重点的に取り組みたいとお考えかをお聞かせいただけますか。以上です。

栗田事務局長：ありがとうございます。自治体との連携等についてコメントをお願いします。

石田調査官：ありがとうございます。都道府県と公調委の連携だけでなく、市町村との連携も必要と考えています。市町村は公害苦情の相談を受け、解決できなかったものが都道府県の調停や公調委への申請につながることもあります。

こうした役割分担と連携を進めるため、春には連絡協議会で都道府県審査会と公調委の連携を中心に議論し、秋にはブロック会議で市町村と都道府県、市町村と公調委の連携を議論しています。各会議の前後にアンケートを実施し、連絡協議会の結果を踏まえてブロック会議を、ブロック会議の結果を踏まえて次の連絡協議会を企画するサイクルで進めています。

連絡協議会の事前アンケートでは、多くの都道府県から「事件数が少なく経験・ノウハウの継承が難しい」「事例を検索しやすくしてほしい」との声が寄せられました。これを踏まえ、各都道府県の実践で蓄積された知見や工夫を連絡協議会やブロック会議だけではなく、研修用動画、機関誌「ちょうせい」、事例集等を通じて体系的に共有・横展開することが重要と考えています。

各県での事件受付・終結・途中経過については随時報告を受け、月2回の委員会議で委員長・委員に報告し、必要に応じて御示唆をいただいて都道府県審査会にフィードバックしています。また、市町村向けにはウェブセミナーでノウハウを提供し、今年4月には苦情処理マニュアルを新たに作成しました。地道な取組ですが、一步一步進めていきます。以上です。

永野委員長：御指摘ありがとうございました。全体構想を立てた際の基本的な問題意識は、本来地元で解決されるべき相隣的な紛争が公調委に申し立てられていること、他方で地元では重たいと思われる事件が打切りになったまま公調委にも上がってこず、地域に一定のインパクトのある事件が埋もれているのではないかという問題意識が出発点です。

全体構想では、種々の施策を挙げていますが、根幹にあるのは、利用者から選択される制度となるよう、公調委も県審査会も行政ADRとしての特色を活かした運用を心掛けるとともに、同じ制度内の機関として連携・役割分担を強めるべきではないかという点にあります。県審査会も足腰を強くして地元で対応可能なものは対応いただく一方、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染など費用のかかる調査が必要なものは公調委が積極的にバツ

クアップするのが望ましいと考えています。騒音など市に規制権限があるものについては、県審査会は、直接持ち込まれた相談を、通常は市の苦情相談に橋渡しします。さらに、例えば県の方で持っている測定機器を貸し出すという形で、市と県が連携して対応しています。その上で、市の苦情相談で指導等を行うことにより解決しているものが8割以上あります。他方、市の窓口による指導等では解決が困難なもの、例えば規制範囲内のもの、規制が及ばないもの、受忍限度の範囲かどうか微妙なもので相手方との調整を要するものなどは、市から県審査会につなぎ、県審査会での調停では市での測定・現場確認の成果を調停プロセスに取り入れることで、合理的な解決が可能になります。また、調停案の中に規制権限のある市の指導に従うという文言を入れることにより、将来志向の解決も図られます。

これまでは、互譲を取り次ぐのが調停だ、というイメージが強く、規制権限が及ばないものや受忍限度の範囲内のものについては説得の余地がないのではないかとわれてきましたが、このような事案についても、地域における関係者の良好な関係を継続するため、調停委員会が合理的な解決策を、腹案を持った上で積極的に調整を行うことによって、調停が成立する余地があるというイメージを共有することが必要です。以上は、公害苦情相談と県審査会の連携と役割分担のイメージです。他方で、公調委と県審査会の連携と役割分担のイメージとしては、県審査会で受けた事件で地域にとって一定のインパクトがある事案については、先例等の必要な情報について公調委に相談いただくとともに、不調に終わる場合であっても、当事者に公調委への裁定手続の申請の案内をしていただく形で連携を取っています。さらに、県審査会で受けた事件について、土壤汚染等の専門的調査が必要な場合は県の調停を継続しながら公調委に原因裁定を申請し、因果関係が確定したら県の調停手続で地元解決を図るという連携も考えられます。現にそのような事件が出てきており、県の調停期日と公調委の現地調査期日を同時並行で設けるという連携の形もあり得ます。

全体構想に基づく取組を3年間継続した感想としては、当初は新しいことを始めることに抵抗感もありましたが、連絡協議会とブロック協議会の場などでの議論を通して理念の共有を続けてきた結果、理念はかなり浸透し、いよいよ実践と経験の共有という段階に入ってきてつつあるのではないかと感じています。連携や役割分担の具体的な在り方はまだ形成途上であり、試行錯誤が続きます。連絡協議会とブロック協議会を連携させな

から課題を拾い上げていく取組をもうしばらく続ける必要があります。まずは具体的な調停のイメージを共有し、市町村の窓口が自信を持って調停を紹介できるようにすることが先決です。その上で、利用者が選択できるよう具体的な実践とイメージを伝えていくことが重要であると考えています。このような取組の継続によって、政策評価の観点で新たな項目や目標（数値）の設定につながることを期待しています。

中村委員： 補足します。先ほど、大橋構成員が都道府県審査会の権限強化も考えられるのではないかとのお話しがありましたが、現時点では、都道府県審査会の権限強化ということまでは必要ないと考えています。全体構想の理念は浸透してきましたので、次は具体的な調停のノウハウを普及させることが重要であると考えています。資料 23 ページを見ると、神奈川県のように受け付けた件数が多い県と全くない県があります。経験のない県が初めて事件を受け付けた際に慌てないよう、機関誌「ちょうせい」への実践例の掲載や連絡協議会での具体的事例の検討を通じて、都道府県公害審査会における調停の具体的なやり方を共有していきたいと考えています。全体構想の理念の浸透が進んだ今、いよいよ実践の段階であると思います。

栗田事務局長： ありがとうございます。続きまして横田委員、よろしくお願いいたします。

横田委員： 着任して2週間ほどですので偉そうなことは言えませんが、総務省で政策評価の責任者を務めた経験から申し上げます。

公調委の基本政策は実施計画にあるとおり「公害紛争の迅速かつ適切な処理」が大目標であり、そのための手段、下位の目標として全体構想があります。全体構想は国・地方の総体としての解決力を高めることを目指しており、具体的な方策として現在は地方との連携や地方の状況改善に取り組んでいる段階です。

政策評価は PDCA サイクルを回すものであり、毎年度のモニタリングと中長期的な見直しの両方があります。進捗に応じて方策の内容も変わり得ます。

現状では審査会での受付がない自治体もありますが、公害がないわけではなく、法テラスの地方事務所にも相談は来ていると思います。日本全国どこでも困ったら相談できる場があることが第一であり、国と地方の役割分担を明確にすることが必要です。それが

進めば次の方向性も見えてきます。この懇談会での御議論を踏まえながら計画を見直していくことが政策評価の進め方です。引き続き御意見をいただければと思います。

栗田事務局長：ありがとうございます。5か年計画の終了時には次の5年間計画策定の議論もありますので、その際はより中長期的な観点からも御意見をいただければと思います。

それでは稲生様、よろしくお願いいたします。

稲生構成員：大所高所の議論は専門外でもあり、皆様から十分に問題提起いただきましたので、私は例年どおりテクニカルな点についていくつかコメントします。

まず、資料2スライド3の調停手続・裁定手続の流れの図についてです。裁定手続の3つ目のボックスに米印で専門委員の任命が記載されています。スライド6の①「事案に応じた手続運用」では専門委員が早期に関与すると計画的な審理が可能になるということが全体構想に含まれていることが分かります。専門委員の任命が必要に応じて行われるとすれば、任命しないことで迅速性が損なわれる可能性はないか、という問題意識から、どのような場合に専門委員が任命されるのかをお聞きします。

2点目は、スライド5の現状と課題に「公害苦情相談窓口で紛争化したまま放置されている事案」「公害審査会等で調停が不調に終わったまま放置されている事案」が記載されています。実際にそのような事案が存在するのか、また放置されないための手立てはどのようなものか、さらに窓口で相談が持ち込まれた後、都道府県や公調委への振り分けのルールがあればお聞きしたいと思います。

3点目は、スライド9の受付数・終結数についてです。令和5～7年度の受付数の平均は29件で、基準値（前の3年度平均）の21件から約4割増となっています。これは公調委の案件掘り起こしの成果が表れていると評価します。終結数も基準値22件から平均30件へ約4割増となっており、受付増加に対応して効率的に審理を進め終結に導いていることを高く評価します。

4点目は、スライド10の事件調査実施状況についてです。調査実施割合が基準値より低い水準にあることは効率性の表れとして評価します。一方、当事者が提出した測定データの客観性・正確性をどのように確保・担保しているかをお聞きします。

5点目は、スライド11の処理期間についてです。中央値で見ると専門的調査を要する事件・要しない事件ともに目標を順調に達成しています。一点質問ですが、右中ほどの米印に「専門委員の任命、又は専門的な職権調査の実施」とあります。この「又は」の意味として、専門委員の任命なしで職権調査のみの場合、専門委員の任命のみで職権調査なしの場合、両方ある場合（「かつ」の場合）が存在するのをお聞きします。

最後に、スライド15のページビュー数についてです。375,277というPV数はトップページのみアクセス数か、全ページの延べページビュー数かをお聞きします。生成AIの普及でホームページにアクセスせずに情報を得るケースが増えていることに加え、他サイトから直接内部ページに飛ぶ参照ルートの多様化もPV数減少の要因として考えられます。この点についての分析をお聞かせください。

栗田事務局長： 詳細な御指摘をありがとうございます。それぞれ担当者からお答えします。

専門委員の任命については、騒音・振動・悪臭等の公害について客観的な数値で測定し、受忍限度内外や基準値との比較を専門家に判断いただく必要がある場合などに任命します。既にお付き合いのある専門委員に依頼するほか、必要に応じ他の方を御紹介いただいたりします。測定時期についても、例えば工事現場からの騒音で間もなく工事が終了してしまうような場合は工事しているうちに先に測定を行い、後から専門委員に分析いただくなど、タイミングを工夫しています。

北窓委員： 補足します。専門委員はプール制で任命しており、主に理学系・工学系、一部医学系の先生方がいます。事案によっては最初から専門委員にヒアリングして調査の方向性についてアドバイスをいただき、現地調査や下見調査に同行いただいて専門性を踏まえた判断をいただきます。医療系の先生には患者の診察と意見をいただくこともあります。

専門委員を任命しない場合というのは、専門委員の判断を仰ぐまでもなく、公調委に蓄積された経験・知見から事務局・委員の知見で進められると判断した事案です。以上です。

石田調査官： いくつかの質問にお答えします。

令和6年度公害苦情調査では、典型7公害の取扱件数のうち、解決できなかった件数は3,360件でした。引越しや自然解決のケースもありますが、放置されている可能性のある事案も含まれています。苦情処理で解決できなかった場合、担当者から調停・裁定・民事調停・裁判等の制度を紹介することが重要です。リーフレットを活用して制度を紹介できる体制づくりに力を入れており、ブロック会議等を通じて放置事案が生じないよう取り組んでいます。

ページビューについては、全ページの延べページビュー数です。機関誌「ちょうせい」やSNS等から直接内部ページに誘導しており、トップページを経由せずに目的のページに直接アクセスするケースが増えていることもPV数減少の要因の一つと考えられます。

重里総務課長：スライド10の当事者提出の測定データについては、提出されたものを全て使うのではなく、使えるものを使うという観点で記載しています。全て自ら調査するのではなく、活用できるものは活用するという趣旨です。

スライド11の「専門的な調査を要する事件」の定義について補足します。米印にある「専門委員の任命」または「専門的な職権調査（委託調査）の実施」のいずれかに該当する事件を指します。したがって、専門委員を任命した事件についてはこのカテゴリーに分類されます。「又は」とありますが、専門委員を任命しつつ委託調査も実施する場合（「かつ」の場合）も当然あります。カテゴリー分類の基準として「又は」を使っているという意味です。

稲生構成員：丁寧にお答えいただきありがとうございました。

中村委員：補足します。当事者提出の測定データについては、専門業者に依頼して測定したものも含まれており、相手方の意見も聴いた上で測定条件・測定結果の客観性を確認した上で採用できるものを採用しています。

専門委員を任命しない事件は、法的判断のみで対応できる事案です。専門的な知見が必要な場合は、早い段階から専門委員を任命しています。以上です。

栗田事務局長：皆様、様々な角度からの御質問・御意見をありがとうございました。予定の時間を超過しておりますので、意見交換はここまでとさせていただきます。本日はいただいた御意見を踏まえ、引き続き公害等調整委員会の業務を着実に推進してまいります。今後とも事務局から御連絡することもあるかと思いますが、何卒御協力をよろしくお願いいたします。

では、これにて閉会とします。本日は誠にありがとうございました。